

平成21年12月14日
財務局
交通局
水道局
下水道局

最低制限価格及び調査基準価格の算定基準について

最低制限価格及び調査基準価格の算定基準について、市場実態に即した水準に改善するため、下記のとおり改めますのでお知らせします。

記

1 算定方法

予定価格の内訳から、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等を基に、原則として、下記算定式により案件ごとに算出した金額で設定し、設定範囲の上限は設けないこととします。

また、現場管理費の算定割合を0.6から0.7に引上げます。

《算定式》

$$\text{設定金額} = (\text{①} \times 0.95 + \text{②} \times 0.9 + \text{③} \times 0.7 + \text{④} \times 0.3) \times 105/100$$

※ ただし、算定の結果、設定金額が予定価格の7/10に満たない場合は、予定価格の7/10とします。

2 改正日 平成22年1月4日

ただし、改正後の算定基準は、平成22年1月4日以後入札公告等を行う案件について適用し、平成22年1月3日以前に入札公告等を行った案件で、同年1月4日以後に入札執行するものについては、従前の算定基準を適用することとします。

【問合せ先】財務局経理部副参事 五十嵐
直通(03) 5388-2608
内線 26-110

交通局資産運用部契約課長 上野
直通(03) 5320-6060
内線 46-450

水道局経理部契約課長 小山
直通(03) 5320-6401
内線 48-510

下水道局経理部契約課長 後藤
直通(03) 5320-6560
内線 51-470

最低制限価格及び調査基準価格の改正に関するQ & A

最低制限価格制度及び低入札調査価格制度とはどのような制度なのですか？

地方公共団体の契約は、地方自治法の規定（第234条第3項）により、経済性の原理を旨として競争入札によるべきことを原則とし、その場合には、予定価格の制限の範囲内で最低価格札の者を自動的に落札者とすることとされています。

しかし、落札となるべき入札価格が不当に低価格であるときは、契約の履行が不確実になるようなこともあります。地方公共団体が不測の損害を被る恐れや工事品質の低下が懸念されます。

そこで、契約の内容に適合した履行を確保するため、最低落札方式の例外として、あらかじめ最低制限価格を設け、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最低札の者を落札者とし、最低制限価格未満で入札した者を排除する制度を最低制限価格制度と言います。

また、あらかじめ調査基準価格を設け、調査基準価格を下回る入札をした申込者に対し、入札価格積算の根拠、当該契約の履行体制などについて調査を行い、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行が当該申込みに係る価格で行えると認められる場合に、その者を落札者とする制度を低入札価格調査制度と言います。

最低制限価格制度又は低入札価格調査制度が適用される工事は、どのようなものですか？

東京都では、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度が適用される工事は、予定価格により、以下のとおり区分しています。

	最低制限価格制度	低入札価格調査制度
建築工事	予定価格 5億円未満	予定価格 5億円以上
土木工事	予定価格 4億円未満	予定価格 4億円以上
設備工事	予定価格 1・2億円未満	予定価格 1・2億円以上

※ 発注業種によっては、適用価格区分が異なる場合がありますので、入札参加に当たっては、契約事務担当者に適用区分を必ずご確認ください。

今回の制度改正のポイントは何ですか？

工事品質の確保等の面から、より市場実態に即した価格となるよう最低制限価格等の算定式を見直し、価格水準を引き上げます。また、これまで最低制限価格等の上限を予定価格の8.5／10に制限していましたが、この制限を撤廃し、8.5／10を超える最低制限価格等の設定ができるようにします。

今回の改正では、なぜ設定範囲の上限を撤廃することにしたのですか？

現状では、設定範囲が予定価格の8.5／10から2／3とされていますが、その上限である8.5／10を目安とした応札の集中によって、くじ引きによる落札が多数発生している業種があり、こうした状況では、入札に当たって積算を全く行わない事業者でも落札できる可能性があります。

このようなくじ引きによる落札の状況を改善し、事業者の積算努力を促すため、入札の目安となっている最低制限価格の上限を撤廃することとしました。

算定式はどのような経緯で変更することになったのですか？

極端な低価格入札は、契約の内容に適合した履行がされず、品質確保に悪影響を及ぼすおそれがあるため、低価格入札を判断する基準は、現状に即して適切に設定することが重要になります。

最低制限価格等の基準に関しては、公共工事に関する直近のコスト調査結果を踏まえ、平成21年4月に国及び中央公契連において現場管理費に係る経費の見直しが行われ、価格水準が引き上げられました。

こうしたことから、都においても、工事品質を確保するため、国及び中央公契連モデルの改正を踏まえて、最低制限価格等の算定式を変更することとしました。

今回の改正で最低制限価格等はどのように変わるのでですか？

最低制限価格等は、予定価格に一定率を乗じて一律に設定するのではなく、工事1件ごとに東京都の積算基準による予定価格の内訳に基づき、以下の算定式により計算したうえで、設定範囲内で個別に設定しています。

【従来基準】

算 定 式：(直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×60%+一般管理費等×30%)×105/100
設定範囲：予定価格の8.5/10～2/3

【新 基 準】（平成22年1月4日以降に公表する工事案件に適用）

算 定 式：(直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×70%+一般管理費等×30%)×105/100
設定範囲：予定価格の7/10以上

従来の制度では、予定価格3,000万円の工事について、算定式により算出した金額が、例えば2,615万となった場合、設定範囲の上限である8.5/10を超えることから、最低制限価格等は、設定範囲の上限である8.5/10に制限し、2,550万円（予定価格の85.0%）としていました。

【従来基準】 算出額： 2,615万円(87.2%) ⇒ 最低制限価格等 2,550万円(85.0%)

今回の制度改正後は、設定範囲の上限である8.5/10の撤廃により、最低制限価格等は、算定式により算出した金額である2,615万円（予定価格の87.2%）で設定いたします。

【新 基 準】 算出額： 2,615万円(87.2%) ⇒ 最低制限価格等 2,615万円(87.2%)

なお、上記はあくまで一例であり、実際の最低制限価格等の設定額は個別の工事ごとに異なります。東京都では最低制限価格等の設定額は一切公表しておりませんので、入札に参加する事業者は、工事ごとに設計図書をもとに自ら積算を行い最低制限価格等を想定する必要があります。